平成３０年（フ）第４４０号
横浜市西区元久保町６番18号
債務者　森　眞知子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４６８号
横浜市緑区寺山町368番地13　ジョイフル中山一番館212号
債務者　安藤龍太郎
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４８０号
横浜市西区境之谷53番地49　クレアーレ西横浜102号
債務者　本田伊志雄
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５３号
東京都青梅市新町９丁目３番地の１トリヴァンベール美船Ａ103
債務者　遠藤　友美
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２１２号
東京都府中市日新町３丁目22番地レオパレスＢＯＵＧＡＫＵ　Ａ308
債務者　鈴木　綾子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３７号
静岡県磐田市見付1158番地
債務者　瀧戸　智弘
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６４号
栃木県さくら市草川71番地　県営草川第四住宅１号棟307号室、前住所栃木県矢板市本町13番７号　ポム・ド・テールＡ102号
債務者　伊藤　里美
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第７０号
栃木県宇都宮市宝木本町1189番地８　メゾンドソレイユ102
債務者　八木澤邦重
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６８８号
大阪市淀川区塚本１丁目11番11号　シャルムメゾン塚本　403号
債務者　坂本　　歓
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５１号
栃木県宇都宮市今泉新町45番地７　東海今泉新町ハイツ２－202
債務者　山崎　京子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６５号
栃木県鹿沼市花岡町192番地２
債務者　渡邉　成興
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第７３号
栃木県那須塩原市石林318番地15　ディアイ荒井201号
債務者　渡辺万里子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６８号
栃木県真岡市台町2851番地　外池住宅３号棟
債務者　田中　正則
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２３号
栃木県足利市葉鹿町１丁目23番地８　Ｂ－２、前住所群馬県高崎市上並榎町141番地10
債務者　林　　光
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第２５号
栃木県佐野市田沼町1068番地
債務者　大沼　香織
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部